

## 新旧対照表

旧	新	備考
<p><b>測量業務共通仕様書</b></p> <p>平成 4年 5月 制 定            平成20年12月 改 定            平成22年 2月 改 定            平成25年 4月 改 定            平成28年 7月 改 定            令和 2年 8月 改 定            令和 3年 9月 改 定</p>	<p><b>測量業務共通仕様書</b></p> <p>平成 4年 5月 制 定            平成20年12月 改 定            平成22年 2月 改 定            平成25年 4月 改 定            平成28年 7月 改 定            令和 2年 8月 改 定            令和 3年 9月 改 定  <u>令和 7年 3月 改 定</u></p>	<p>改正年月を追記</p>
<p>第 104 条 業務の着手</p> <p>受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内(土曜日、日曜日、祝日等(横浜市の休日を含める条例に規定する横浜市の休日(以下「休日等」という。))を除く。)に測量業務に着手しなければならない。</p> <p>契約約款第3条による着手届出は5日以内だが、この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。</p>	<p>第 104 条 業務の着手</p> <p>受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日以内(土曜日、日曜日、祝日等(横浜市の休日を含める条例に規定する横浜市の休日(以下「休日等」という。))を除く。)に測量業務に着手しなければならない。</p> <p><b>なお、前述に関わらず、債務負担を設定する測量業務の委託のうち、入札、契約を行う年度内の支出がないものについては、特記仕様書等に定めがある場合を除き、契約締結後、同年の4月1日以降の 15 日以内(休日等を除く)に測量業務に着手するものとする。</b></p> <p>契約約款第3条による着手届出は5日以内だが、この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。</p>	<p>いわゆる”ゼロ市債を設定している委託”を想定した「業務の着手」の取り扱いを追記</p>

旧	新	備考
<p>第 113 条 委託業務計画書</p> <p>1 受託者は、契約締結後 14 日以内（休日等を含む。）に委託業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第 113 条 委託業務計画書</p> <p>1 受託者は、契約締結後 14 日以内（休日等を含む。）に委託業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、前述に関わらず、債務負担を設定する測量業務の委託のうち、入札、契約を行う年度内の支出がないものについては、特記仕様書等に定めがある場合を除き、契約締結後、同年の4月1日以降の第104条に規定する”業務の着手”までに委託業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p>	<p>いわゆる”ゼロ市債を設定している委託”を想定した「委託業務計画書」の取り扱いを追記</p>